

事務連絡  
令和3年4月23日

各都道府県総務部長 殿  
(財政担当課・人事担当課・市町村担当課扱い)

総務省地域力創造グループ地域政策課長

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する  
法律施行規則の一部を改正する省令の公布・施行について

各都道府県におかれましては、全庁をあげて、新型コロナウイルス感染症対策  
に取り組まれていることに感謝を申し上げます。

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施  
行規則の一部を改正する省令」(令和3年厚生労働省令第89号)が本日公布・施  
行され、へき地以外のワクチン接種会場への看護師・准看護師の労働者派遣が可  
能となったことを受け、別添のとおり厚生労働省から通知が発出されました。

看護師等の確保策はワクチン接種体制整備の重要な取組の一つであるため、貴  
都道府県総務担当部局におかれましても、管内市区町村に周知いたただくととも  
に、衛生主管部局と連絡を密にして、貴都道府県及び管内市区町村における接種  
体制の確保に必要な措置を講じていただきますようお願いいたします。